

令和8年 富士見町 規則

第 4 号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月10日

富士見町長 渡辺 葉

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則及び職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(令和2年富士見町規則第3号)の一部を次のように改める。

第5条第1項に次の4号を加える。

(17) 生後1年に達しない子を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合1日2回それぞれ30分以内の期間(男子の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親(当該子について民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間)

(18) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして町長が定める事由に伴うその子の世話をすること又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち町長が定めるものへの参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年

度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間

(19) 次に掲げる者(ウに掲げる者にあっては、会計年度任用職員と同居しているものに限る。)で負傷、疾病又は老齢により 2 週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この号及び同条第 2 項第 1 号並びに同項第 2 号において「要介護者」という。)の介護その他の町長が定める世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において 5 日(要介護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間

ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母

イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹

ウ 会計年度任用職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び会計年度任用職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で町長が定めるもの

(20) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢しょう血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第 5 条第 2 項中第 1 号から第 3 号までを削り、第 4 号を第 1 号とし、第 5 号を第 2 号とし、第 6 号を第 3 号とし、同項第 7 号中「負傷」の次に「若しくは疾病」を、「又は」の次に「通勤(地方公務員災害補償法(昭和 42 年法律第 121 号)第 2 条第 2 項に規定する通勤をいう。)による負傷若しくは」を加え、同号を同項第 4 号とし、第 8 号を削る。

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 2 条 職員の育児休業等に関する規則(平成 4 年富士見町規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 号中「第 5 条第 2 項第 1 号」を「第 5 条第 1 項第 17 号」に、「同項第 5 号」を「同条第 2 項第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。